

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び住所

入札参加資格 停止措置業者名	住 所	登録番号
株式会社 清水建設	茨城県那珂市菅谷517-1	A020013895

2 入札参加資格停止措置期間

令和6年7月5日から令和6年9月4日まで（2か月）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲

城里町が発注する建設工事等

4 事実概要

該当業者は、令和6年6月27日（木）、当町発注の「令和6年度 石塚小学校校舎外壁改修工事」において、落札候補者となりながら辞退した。

5 入札参加資格停止理由

城里町建設工事等入札参加資格停止措置要領第2条第1項 別表第2第17項に該当

城里町建設工事等入札参加資格停止等措置要領（抜粋）

停止措置の要件	停止期間
（不正又は不誠実な行為） 17 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、有資格業者内の業務（以下「業者内業務」という。）に関し、次に掲げる不正行為等をし、町工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

（問い合わせ先）

城里町役場

茨城県東茨城郡城里町大字石塚1428番地の25

電話 029-288-3111（内線235）